平成　年　月　日
所在地
法人・機関名
法人・機関代表者名　印

**○国土交通省告示第八百二十五号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 仙台市泉区野村字上台前一番一 | 前 | 最小 一〇六 | 六三 |
| | 後 | 最大 四〇 | |
| | | 最小 一〇八 | |
| | | 四〇 | |

**○国土交通省告示第八百二十六号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　東北横断自動車道いわき新潟線

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 福島県大沼郡会津美里町和田目字大坪甲八〇三番から同県大沼郡会津美里町和田目字大坪甲八二四番まで | 前 | 最大 一八六 | 二八 |
| | | 最小 一六五 | |
| | 後 | 最大 一九〇 | |
| | | 最小 一六七 | |

**○国土交通省告示第八百二十七号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月五日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　東北横断自動車道いわき新潟線

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|---|---|---|---|
| 新潟市秋葉区福島字稲葉四三三番二から同市秋葉区福島字稲葉四三三番二まで | 前 | 最大 六七 | 二七 |
| | | 最小 五八 | |
| | 後 | 最大 六七 | |
| | | 最小 五七 | |

**○東北地方整備局告示第百四十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年八月五日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県

二　都市計画事業の種類及び名称　県中都市計画道路事業三・四・百十一号東部幹線

三　事業施行期間　自平成二十三年八月五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福島県郡山市富久山町久保田字水神山地内

使用の部分　なし

**○北陸地方整備局告示第七十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（キロメートル） |
|---|---|---|---|
| 石川県石川郡野々市町三日市町二三四番一から同町徳用町三六四番一まで | 前 | 四八・二〇～九五・〇〇 | 〇・二七七 |
| | 後 | 四八・二〇～八四・〇〇 | 〇・二七七 |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

**○近畿地方整備局告示第二百十四号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年八月五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　14

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社兵庫確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

| 変更前 | 山内　秀樹 |
|---|---|
| 変更後 | — |

(2)　変更年月日

平成二十三年七月十六日

**○近畿地方整備局告示第二百十五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年八月五日

近畿地方整備局長　上総　周平